

改正の概要

1 改正の理由

「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が改正されたことに伴い、国の訓練手当支給要領が改正されたため

2 改正の内容

第2条第1項第12号の「法律第3条第2項に規定する帰国被害者等」を「法律第2条第1項第5号に規定する帰国被害者等」に改め、「同項に規定する帰国した被害者」を「同号に規定する帰国した被害者」に改める。

3 施行期日

平成27年2月13日